福岡県小児等地域療育支援病院運営及び整備事業実施要綱

第１　目的

この事業は、新生児集中治療室（以下「ＮＩＣＵ」という。）や新生児回復室に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児（以下、「ＮＩＣＵ等長期入院児」という。）について、在宅療養等との間に中間医療施設として小児等地域療育支援病院を設置することにより、ＮＩＣＵ等の満床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進することを目的とする。

第２　事業の実施主体（実施地域）

この事業の実施主体は、市町村、地方独立行政法人、公的団体及び福岡県知事が適当と認める者とする。

第３　運営方針

１　小児等地域療育支援病院は、ＮＩＣＵ等長期入院児が円滑に在宅医療等へ移行し、家庭とともに生活をしていく上で必要な知識・技術を取得するための訓練等を行うものとする。

２　小児等地域療育支援病院は、人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含むリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有するものとする。

３　ＮＩＣＵ等長期入院児の在宅医療等への移行及びその後又は同等の援助が必要な小児が自宅等で急性増悪したときに常時受け入れる体制を整備するものとする。

第４　整備基準

１　小児等地域療育支援病院は、原則として以下の常勤職種から構成される医療チームを設けること。

(1) 小児科医師（小児神経科医師が望ましい。）
(2) 看護師
(3) 理学療法士（小児専任が望ましい。）
(4) 社会福祉士（ソーシャルワーカー）
(5) 臨床心理士等の臨床心理技術者
(6) 臨床工学技士

ただし、看護師は当該病院内専従とするが、その他は院内兼務でも可とする。また、臨床心理士等の臨床心理技術者は非常勤でも可とする。

２　呼吸管理に習熟した小児科医が常時院内にいること。

３　施設責任者は日本小児科学会指導医等であること。

４　訪問看護施設と連携ができていること。

５　施設・設備

専用病床として、在宅移行支援病床を２床以上（１０床以内）有すること。

小児等地域療育支援病院として必要な呼吸管理を行うための医療機器（在宅移行支援

病床分の人工呼吸器、呼吸・循環モニター及び酸素・空気・吸引の中央配管）等及び家族がスムーズに在宅医療等へ移行できるように家族同室で指導できる個室を備えるのものとする。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度から令和１０年度までの事業について適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。